日本共産党品川区議会議員

週刊区政ニュース第335号 07年05月20日発行

都営住宅の廃止は公的責任の放棄

ETERTHERE

すが、 宅は憲法25条の生存 など3点をあげていま ②敷地がせまくて建て かえが困難であること そもそも都営住

戸の都営住宅がありま

ないため、

空き家になっ

品川区には3578

すが、

新規建設を行わ

②浴槽もなく設備水準 が低いこと、 ①老朽化していること 廃止の理由として:

営住宅法」によって供 給・管理されているも 公営住宅の供給・

権保障に基づいた 倍率は386倍

> きるものではありませ 役割を投げ出すもので 重要な仕事です。 保障する国・自治体の 両団地の廃止はこの とうてい看過で

管理は住民の居住権を 新規の建設が無 い中で林町アパー トを守ることはと ても重要です。



林町アパート

憲法の精神を守り 住ま ぬこう

相談が相次いでいます。

「品川に住み続けたいが

どうにかならない

両都営住宅の廃止が住民に通告され、

大井林町アパ

および大井第二伊藤町ア

東品川第二都営住宅の ہہ 一般応募

生活・法律相談は区議団控室またはすずらん通り事務所 (5462-2133) までお気軽にお電話ください。

安価な家賃で居住が可 見ると06年度は平均55・ こうした中で、 宅が今ほど求められて 能な都営住宅・区営住 などで滞納者が激増し、 差は拡大し" 年金暮ら た住宅の供給だけとな いるときはありません。 しで家賃が払えない。 しかも都民の貧困と格 1倍にもなっています。 最近の応募倍率を 伊藤町

> いきます。 建て替え増設を求めて の生存権を奪うに等し 住者のみならず全都民 することは、 林町の112戸を廃止 いものです。 私は廃止ではなく、 現在の居



国民生活全体に影響

住宅の供給を目指して 広い国民を対象とした れた公営住宅法は、 950年に制定さ

めれば、それは民間の 宅が一定のシェアを占 安価で良質な公共住

す。 だと考えられたからで にもとづく、 いました。 それが憲法 国の責任

住宅にも影響をあたえ、

の住生活の改善・向上 結果として、国民全体 へとつながります。 「貧困化」 「格差社

るいま、 ています。 割はますます大きくなっ 会」が問題となってい 公共住宅の役

住環境改善に向けて全力

ことは、 ます。最近でも、 国民の権利や、 で健康的な住宅に住む 担可能な費用で、安全 連人間居住会議は、 96年に開催された国 社会権規約も認めてい ている国際人権規約・ 住まいが権利である 日本政府も批准 世界人権宣言 住環境 1



産党は、 環境の実現へ、国民の 党として、 言」を改めて採択しま る「イスタンブール宣 みなさんの運動と力を 境の改善、 という立場をつらぬく 権」「住民こそ主人公」 反しています。日本共 この宣言に真っ向から 日本政府が歩んだ道は、 国民の「適切な住まい 改善への住民参加など、 あわせてがんばります。 に住む権利」を確認す した。その後10年間に 「住まいは人 豊かな居住 国民の住環

((非相談は随時)

⊕

削目までに5742 6818までお電話を下さい

